

## 要望、苦情等への対応

### 東高岡保育所

○当法人は、「意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みに関する規程」を設け保育所に寄せられた要望等に適切な対応をしながらその解決を図りたいと考えています。

○プライバシー保護に抵触しない範囲で内容等を開示しています。

#### ◆令和2年度

##### ①保護者アンケートによる要望

受付日	令和2年10月
方法	令和2年度運営に関するアンケートにより
内容	※園への要望については別途「運営に関するアンケートの結果」を参照してください。
経過	ミーティングを行い要望等の内容を協議し、全職員に周知した。
結果	無記名のため全保護者にアンケート結果（含回答）を配布したが、その後これらに関する意見要望はありませんでした。

##### ②受付による要望

受付等による意見・要望等はありませんでした。